

日アセアン包括的経済連携協定にかかる原産地証明書上の HS コードの取扱いについて

1. 2007 年 1 月 1 日に「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」の改正が発効し、同日より我が国の関税率表における品目表を 2002 年版 HS コードに基づく表記から 2007 年版 HS コードに基づく表記へと改訂し施行しています。したがって、現在では我が国における輸出入申告等の国内法上の手続はすべて 2007 年版 HS コードの下で行われています。
2. 一方、本年 12 月 1 日に発効予定の日アセアン包括的経済連携協定における譲許表及び品目別規則は、2002 年版 HS コードに基づき作成されており、この協定の運用は引き続き 2002 年版 HS コードに基づき行われます。したがって、この経済連携協定に基づく我が国の原産地証明書における HS コードの表記は、2002 年版 HS コードに基づいて行う必要があります。
3. 原産地証明書発給手続に関するご質問については、最寄りの日本商工会議所事務所までお問い合わせ願います。

(了)